

第12回入善町農業委員会議事録

令和3年7月6日午後1時30分から第12回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名 欠員 1名

出席委員 17名

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 五十里 章 | 2番 中陣 雄一 | 3番 寺田 晴美 | 4番 森下 さゆり |
| 5番 森下 吉光 | 6番 上田 幸嗣 | 7番 島瀬 康一 | 8番 細田 孝志 |
| 9番 小林 真一郎 | 10番 米山 義隆 | 11番 坪野 和夫 | 12番 鍋嶋 太郎 |
| 13番 永山 美和 | 14番 吉原 有二 | 15番 愛場 義豊 | 16番 田中 吉春 |
| 18番 長原 均 | | | |

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

| | | |
|----------|------|---------|
| 入善町農業委員会 | 事務局長 | 長 島 努 |
| 入善町農業委員会 | 係 長 | 腰 本 幸代 |
| 入善町農業委員会 | 主 事 | 上 原 祐里奈 |
| 入善町農業委員会 | 主 事 | 南 茂 和佳菜 |

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

| | |
|------|-------------------------------|
| 日程第1 | 会期及び議事日程の件 |
| 日程第2 | 議事録署名委員決定の件 |
| 日程第3 | 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第4 | 議案第46号 農地法第5条の規定による意見進達について |
| 日程第5 | 議案第47号 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第6 | 議案第48号 農用地利用配分計画案に意見を付す件について |
| 日程第7 | 議案第49号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件 |

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。大雨の影響が心配でしたが、冠水していたとうもろこしの畑が、立ち上がってきているのが確認できました。これから先も心配ではあります。新型コロナウイルスについては、2回目のワクチン接種が実施されております。体調を崩される場合もあると聞きますが、本日は皆様無事に出席いただいたということで、安心いたしました。それでは、本日もよろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第12回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

— 議事録署名委員決定の件 —

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。6番上田委員と7番島瀬委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町柵山〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は1,678㎡です。

譲渡人は、入善町柵山〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町柵山〇〇の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人が耕作しており、所有権移転するため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は徒歩で3分以内であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が40年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年150日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、20,265㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、鍋嶋委員にいただいております。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った私から補足説明いたします。譲渡人と譲受人は親戚の関係にありまして、農業をしている受人に農地を引き取ってもらうというものです。受人の農業経営にも問題がない旨確認しております。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第46号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第46号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。

申請番号1番。申請地は入善町吉原〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は304㎡です。

貸渡人は、入善町吉原〇〇の〇〇さん、借受人は、入善町吉原〇〇の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

借受人の〇〇さんは、現在、両親、妻子と5人で生活していますが、子供の成長に伴い生活スペース等が手狭になることや、借受人の兄弟が帰省する際の部屋の確保が必要となります。また現在育児休業中の妻が復職後、夫婦共働きとなるため、両親に子供の面倒を見てもらいたいこと、また両親の老後の世話が必要になった場合に支障なく対応できることを考慮し、申請地に自己の住宅を新築する計画を立て、今回の転用申請となりました。

申請面積は304㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車場等として利用するための必要最小限の面積です。

排水等につきましては、下水道は町道柳原吉原線に埋設してあります本管に接続する予定となっております。雨水につきましては、隣接する用悪水路に排水し、上水につきましては井戸を新たに設ける予定です。

申請地につきましては、第1種農地ではありますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、転用許可基準が「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる

と認められない(集落接続)」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地は、令和3年5月17日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

続きまして申請番号2番。申請地は入善町板屋〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は825㎡です。

貸渡人は、入善町板屋〇〇の〇〇さん、借受人は、入善町板屋〇〇の〇〇さんです。

転用目的は「農家分家住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

借受人の〇〇さんは、現在実家で両親と同居していますが、自己の住居がないため、父より申請地を借受けて新築する計画をたてました。なお借受人は〇〇の取締役として夫と共に農業に従事しており、新築住宅と同じ敷地内に農業用車両を置くこととし、今回の転用申請となりました。

申請面積は825㎡、一般住宅の基準を超えていますが、住宅、庭等として利用するための面積及び農業用車両駐車場としての面積も含めると、必要最小限の面積です。

排水等につきましては、下水道は町道板屋3号線に埋設してあります本管に接続する予定となっております。雨水につきましては、隣接する用悪水路に排水し、上水につきましては町道板屋中央線に埋設してある水道管へ接続予定です。

申請地につきましては、第1種農地ではありますが、転用目的が「農家分家住宅敷地」であり、転用許可基準が「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができると認められない(集落接続)」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地は、令和3年5月17日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

寺田委員

申請番号1番について、住宅を建てた後も残地ができますが、農機具の搬入路を設けるといことですので、確認印を押しました。以上です。

島瀬委員

申請番号2番については、6月15日に、貸渡人が書類を揃えていらっしゃいました。申請人らは親子関係ですし、申請地は私のところからも近いことから、問題ないことが分かりましたので、確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第46号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第47号、農用地利用集積計画の決定について、及び日程第6、議案第48号、農用地利用配分計画案に意見を付す件を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第47号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和3年7月6日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、17件の申請となり、農地中間管理事業に関する申請もありますので、議案第48号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。令和3年7月6日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。別紙にて報告させていただきます。

まず、新規設定です。

入善から小摺戸地区まで、新規設定はありません。

新屋地区1件、1筆、115㎡、

櫛山地区はありません。

横山地区6件、10筆、19,675㎡

舟見地区はありません。

野中地区はありません。

以上、新規設定の合計は、7件、11筆、19,790㎡です。

続いて再設定です。

入善地区はありません。

上原地区1件、1筆、1,354㎡

青木地区はありません。

飯野地区1件、1筆、2,991㎡

小摺戸地区はありません。

新屋地区5件、6筆、3,667㎡

櫛山地区はありません。

横山地区3件、3筆、4,639㎡

舟見地区はありません。

野中地区はありません。

以上、再設定の合計は、10件、11筆、12,651㎡です。

新規、再設定合わせて、17件、22筆、32,441㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18号第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

以上、よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第47号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第48号、農用地利用配分計画案に意見を付す件についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第7、議案第49号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第49号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件。入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、

意見を求めます。令和3年7月6日提出。入善町農業委員会会長鍋嶋太郎。

農振除外の申請は年4回ですが、今回は6月15日受付分の申請で、農振除外が3件、軽微な変更が2件あります。

受付番号1番。除外願出者は入善町浦山新〇〇の〇〇さん、借受人は入善町浦山新〇〇の〇〇さんです。除外対象地は、新屋地区浦山新〇〇の内の計1筆、地目は田、面積は350㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、借受人は今年結婚することから、自己の住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

申請人と借受人は、祖母と孫の関係です。借受人は現在実家にて生活していますが、今年結婚することから、実家に隣接した申請地に自己の住宅を新築する計画を立て、今回の申請となりました。

申請面積は350㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、車庫、庭及び家庭菜園として利用するための必要最小限の面積であります。実家の祖父母の世話や、農作業の補助をするため、実家のそばで建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は集团的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、担い手（所有等農地面積約42ヘクタール）が賃貸し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は350㎡であり、除外後においても所有等農地は合わせて42ヘクタールを維持する（農業経営面積0.08%減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、雨水排水は既存の用悪水路へ流すこととしており、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成12年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続きまして、受付番号2番。除外願出者は入善町五郎八〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町五郎八〇〇の〇〇さんです。除外対象地は、飯野地区五郎八〇〇の計1筆、地目は田、面積は495㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、譲受人は現在実家にて生活していますが、子どもの成長に伴って生活スペースが手狭になってきたことから、自己の住宅が必要になったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人は現在実家にて生活していますが、子どもの成長に伴って生活スペースが手狭になってきたことから、実家付近の申請地に自己の住宅を新築する計画を立てました。

申請面積は495㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車場、家庭菜園及び庭として利用するための必要最小限の面積であります。夫婦共働きで両親に子供の面倒を見てもらいたいことから、実家のそばで建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存住宅に隣接し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、担い手（所有等農地面積約108ヘクタール）が賃貸し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は495㎡であり、除外後においても所有等農地は合わせて108ヘクタールを維持する（農業経営面積0.05%減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は既存の用悪水路へ流すこととしていることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成16年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続きまして、受付番号3番。除外願出者は入善町青木〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町青木〇〇の〇〇さんです。除外対象地は、青木地区青木〇〇の内の計1筆、地目は田、面積は500㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、譲受人は結婚する予定であることから、自己の住宅が必要になったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人は現在実家にて生活していますが、結婚する予定であることから、実家付近の申請地に自己の住宅を新築する計画を立てました。

申請面積は500㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車場、及び庭として利用するための必要最小限の面積であります。両親に子供の面倒を見てもらいたいこと、将来親の老後の世話をやりたいことから、実家を起点に半径200m以内で検討したところ、住宅地に隣接している申請地が最も適しており、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存住宅に隣接し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満た

すと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、担い手（所有等農地面積約108ヘクタール）が賃貸し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は500㎡であり、除外後においても所有等農地は合わせて108ヘクタールを維持する（農業経営面積0.05%減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は既存の用悪水路へ流すこととしていることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営かんがい排水事業等の実施済地ですが、平成14年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

次に、軽微変更の申請です。農業上の用途を農地から農業用施設用地に変更するもので、軽微な変更として県知事の同意などの手続きが省略されます。

今回は、2件の申請があります。

受付番号1番。願出者は入善町入膳〇〇の〇〇さん、対象地は、入善地区入膳〇〇の計1筆、地目は田、面積は87㎡、軽微変更後の用途は農業用倉庫敷地です。

申請人の祖父は、昭和57年に、当時の農作業所が狭くなったことから、農業用倉庫を新築することを計画しました。当時の既存住宅敷地だけではスペースが足りなかったため、既存敷地に加えて、申請地を敷地として農業用倉庫を建築し、現在に至っています。農地法の手続きをとっていなかったため、今回始末書をつけての申請となりました。

申請面積は、農業用資材の保管及び農作業スペースとして利用するための必要最小限の面積です。また、雨水排水については、隣接している用悪水路に排水しています。

要件の確認としては、目的が農業用倉庫敷地であるため、既存地に隣接しているほうが、効率性や管理の面で利用しやすく、最も適しており、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、要件を満たすと考えます。

続きまして、受付番号2番。願出者は入善町桐山〇〇の〇〇さん、借受人は入善町桐山〇〇の〇〇さん、対象地は桐山地区桐山〇〇の計1筆、地目は田、面積は1,769㎡、軽微変更後の用途は農業用施設敷地です。

借受人は、水稻及び大豆を中心に現在約13haを経営する農業者です。借受人は今後経営規模を拡大する予定であることから、新たな農業用施設が必要となり、自宅に隣接した申請地に建設する計画です。

申請面積は、乾燥機、農業用機械等を収容する格納庫、車両置き場及び資材置き場として利用するための必要最小限の面積です。また、雨水排水については、隣接している用悪水路に排水します。

要件の確認としては、目的が農業用施設敷地であるため、既存地に近接しているほうが、効率性や管理の点でも利用しやすく、最も適しており、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、要件を満たすと考えます。

以上、農振除外3件、軽微変更2件の申請です。よろしくお願いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第49号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、本案を原案どおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定します。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

お手元に、県の農業施策に関する政策提案の案をお配りしました。こちらは、8月までに農業委員会から県に提出するものです。内容は昨年そのままになっておりますので、案の追加、修正に関して、皆様からのご意見をいただきたいと思っております。

小林委員

優良農地確保対策について、ほ場整備に言及してありますが、担い手不足のなか、基盤整備はぜひ県が進めるべきものと感じています。農地の所有者に負担を強いるのは現実的ではないと思っております。

また、農業後継者の育成確保について、町が入善ジャンボスイカの作付け支援を行っているように、県でも何か支援策を設けてほしいと思っております。

事務局

ご意見ありがとうございます。政策提案に反映させたいと思っております。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第12回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、令和3年8月4日水曜日、午後1時30分から行いますのでよろしく願いいたします。

(閉会 午後2時40分)